御花付
服部主税

右御半刻出門有御花付例
之通御花用意之後中ゟ出
中ゟ仲方草ゟ取花持ニ而立
頭ゟ中ゟ

一例年茶師ゟ送茶之後書
年ゟ不及送旨御茶請ニ御出
中ゟ節一緒ニ御中ゟ中事

一金二千疋二包坊津波ゟ出

明日巳刻出迄頭ゟ密ニ御杖ニ命
[illegible]
到出ゟ入立之ゟ[illegible]

一
生駒山國
右御用多有 竿頭書ゟ此
勢ニ筆頭ニ中ゟ

一蠟燭二十挺 小蠟燭十挺
右法所日並役ニ遣狀之ゟ請ニ
立小蠟燭十挺ハ常ニ要ゟ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

一 沸茶誥如急ニ付宇治堤通行否
之儀少始手代ニ相尋ニ相掛ヨリ中
出手代呼出相尋ニ處宇治堤
三ヶ所斗田畑ニ切込通行難相
成豊後掛ヶ宇治迄船ニ而通
行成ニハ可然又ハ黄壁之方ニ来
ハ宇治掛斗船渡ニ而宜宇治
堤ハ[illegible]比ハ常水ヶ八尺斗和増
此比ニ而ハ日々三寸斗減水ニハ得ス
堤中ヽ往来不相成今高掛宇治
中ヽ掛退出後ニ付兼而[illegible]
申[illegible]

若船渡ニ而其儀京都府ニ
未達ニ相成ニ可然ヲ中ヽ

一 屋掛熱田法使津田左衛門
川止ニ付仕掛書物頭ヶ差出預
置ヲ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一 手形正通用致可ニ上候

一 同四通頭ヶ差出ニ裏書也未
候調ヲ之事

一 佐木宣之郎ヲ九門往来鑑
札ニ故申請ニ候

一 同本大坂
小林大坂之ニ

右御廐法ニ住当無人ニ付高ヲ
加務明ヲ之ニ付ニ頼ニ雲ヲ出申
候

一 九門内明キ当所ニ所有調ニ
頼ニ相ニ出申候ニ付ニ筆頭ニ
申候 頭ヲ[illegible]中候 治制
調書差出

一 山本関助所労ニ付 橋本重之郎
明ヲ之常当加務之儀申也ニ候
申候

一 御剣二振 法鞘白ケ之ニ 壊坂
社会用学司中候 出来之上ニ
当頭ヲ以上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

八日

一今日本所[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

巨細[illegible]

九日

一加祥米宮大臣方ハ[illegible]

使番被持来居ノ内共法一新ニ府夫

々法先方ヲ出ニ會計皮ハ中出ハ様

下ヲ達旨坊城殿ニ令ハ内共宮

様ニ中ハ而も霊鑑寺宮様も有之ハ

旨別紙坊城殿ハ差出右ニ所ニ寫哉

中ノ変中勢ノ宮様ヨリ三宝院宮

様追出請取ニ未達ハ様仰宮様九

条様三条様ハ関東ハ下向府ニ至

下ノ霊鑑寺宮以下茂式部殿追ハ執

次ニ而不残米請取ニ就未渡ハ様

坊城殿ニ令

右別紙會計皮ハ打合ノ変行違ニ

俄ヲ来ハ府坊城殿ハ未伺取極ヲ

以旨會計皮ヲ辨事ハ今ニ應法打合

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

有之様ト達

一中山摂津父関東下行中府嘉祥来
不江下之旨和州江ト此山本号書頭江
ト達

一法茶誥法用府星野宗以ヲ道筋通
行之儀今日ヲト出之変不ト越以旨
木村範之進明日発駕之明後日
急度取調宗以来上否ヲト出様
傳言ヲ致様法数方ト此手順ト渡

一今日法茶誥法用お勤之法廃ヲ見江
下以府御礼廻勤ケ所範之進ヨリ

二付表江お尋ヲ変法前誥頭三条西
殿法数方尚番木廻勤以様ト出ヲ
順ト達尚役も尚番限廻勤以様
見又ト渡

一森江惣左衛門ヨリ法茶料ト出以ヲ
金斗皮江ヲト出旨ト達ヲ様用度司
ト出発出ヲ法ト達ヲ

一来十五日八坂臨時祭府見近ハ六
川為警固唐法川前海人堀町法川
下海人発出ト以此度ハ如何ヲ仕哉
伺出是ヨリ致返答以旨ト達之
法川宍ト出以法伺之ヨリ

一條時祭府勅使六門通行之官如何
お心得は哉心得近お尋ゝ事勅使
法通行之官ハ法門ハ完整之場番所
之者下座仕ハ尤陽氣之官も氣
内之官も同格之旨利左衛門ヲ以
十日
一御用府他國ニ出張之者ハ如
祥未不如之府名家面調用御
司ヲ以達
一森ハ想左衛門御筆ハ用料書
銀目ニテ差出ハ府金ニ取替ル
概用御司ヲ以上十日星館ニ上ル
一青年ヲ送茶ニ取扱ヲ明ル星
野宗以西ニ出ル府ハ中御ニ下ル
至ル星館ニ上ル
一蠟燭二拾挺用被到ル受取
一日御門通西側　尾形
一同所南突青　紀形
一刹平門前　藤形
中西所仮建ニ
一條仮築地際仮建　藤形

一提燈ハ張陣笠ニ
右修復出来ニ[illegible]ハ元見永井ヲ
ヲ書来ニ呼出鈴木法ニ部ニ
一御庭向徴兵警固出役之義ニ毎夜
軍防官ハ示法之處都ヲ庭上
警固出役之節ハ執役ヲ下和
毎ニ出役ハ頼軍防ヲ今日
達ニ相成ハ府此後警固之義
ハ仰出ニ此迄之通相達ハ頼
動ニ出路後ハ命ハ八坂臨時祭

警固之義ハ明日相達ハ命
一御劇警固相達不義ハ命一
應ハ伏ハ毎ニ近見命ハ頼
[illegible]ハ命

一八坂臨時祭書役ハ庭内之義
相同處石清水臨時祭之通
相心得ハ頼動ニ由路後ハ命
一猿ヶ辻北ニ二之宮門開ハ府令
明日立見當営繕司ヲ中立

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

翌日鉄扇弐本晒二疋上ル 余を祈り遣
以招協城長ゟ食
一来月二十日 新待見院様
御花見 ゟ小猪ゟ 出ル 右ゟ高長
右ゟ十日 依元 無ゟ 高長
御代書 両家ニ 以ハ 祝母院ニ花見
ゟ右ゟ 差出ス

十九日

一日法門唐御清所法門ホ 是一人ツヽ
差出ス 変一ツ 夜庭ニ付 別紙
指来何卒 一人ツヽ法廻ル 度ニ
与左衛門ヲ出 用度司ヲ 遣ス 変ス

番交代ニ営炭運送仕 余法門数居
掃除ホ法用 お勅居ス 旨ヲ居ス 留お廻
以程ニ法用 所之ハ差掛用ヲ有之ハ
手ニ 何度ニ而も お廻シ 以旨 鉄木ヲ出
手ニ 宗無儀ヲ ヲ 渡

一小堀数馬ニ 暑中 獣物為法返 晒ニ
有 明日已刻 年上ニ 招ヲ 遣ス 以
死也 以ハ 法ニ遣ス

一鞍馬并七観音法初穂金 奥ヲ上
以招ヲ 仕用度司ヲ 遣ス 即刻用度司ヲ
奥ヲ上ル

翌日鉄扇弐本晒二疋上ル余を祈り遣
以招坊城殿ゟ給
一来月二十日新待見之院様
御花見ゟ小瑞ゟ出ル右ゟ高長
右ゟ御代官ゟ無之ゟ[illegible]
御代官両家ニ於て祝無院ゟ花見
ゟ右ゟ[illegible]

十九日

日法門唐法門清所法門ホ之人足一人ツ
差遣ス處ニ処一先ハ前度ニ付別紙持来
何卒一人ツ法廻し下度候与左衛門
所出用度司ゟ中達ス処ホ廻り居ス人足
呼寄吵乱以愛常番之使ニ来リ又常

番交代之営炭運送仕ス余法門数居
掃除ホ法用ホ勤居ス旨ト居ス旨ホ廻
以祝之法用所之以差掛用事有之ハ
ス度ニ何度ニ而も ホ廻シ以旨鈴木ト出
ス候宗無儀ゟ中渡

一小堀数馬ゟ暑中歌物為法返晒ゟ下ス
府明日巳刻年上ニ招ト達ス
所出以ツ法ゟ達ス事

一鞍馬并七観音法初穂金奥ハ上
以招ト出用度司ゟ中達即刻用度司ゟ
奥ハ上ル

一米廿日内之祥見之旨小佐治氏法
印物
一江城日誌　七　壱冊
右表分ヒ出大宮様女后様桂宮
様ホカ下ホ達旨大原居ヒ命夫々
ホ達　千余ハ不及達
一住吉法使路物舎斗皮二而ホ渡ル旨
用交同ヒ出番頭カ印候
二十日
一清水寺帯[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一金三千[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

来差出坊城後ニ上ル

一日記役無人ニ付加勢之義当頭ニ
申渡ル處宗岡玄蕃允明日ニ
加勢相廻ル旨当頭申ニ出ル
但藤田右ニ属日並加勢之處
餅家ニ付差返ル当頭ニ申渡

一炮声相聞ル付早取調ル様奥
表ニ申ニ付仕丁頭申渡治刻河東
繰練場ニ付和寺宮出陣掛ケニ此隊繰
練之由申帰奥表ニ申入

一廿並役食事是迄小料持来

於處今度人足減ニ付不持来ル
可給仕取扱ル様至度今日並ニ
申ニ頭ニ申渡

一
神坂小源太
世昨夜死去ニ付宝式之忌報相請
所ニ頭ニ届ル

一徳岡勝太郎明日已刻呼出報
一栗津馬太郎今ルニ付帰ル旨
申ニ出ル

一御神事觸過ニ付室向侍家
相成ニ向ニ有之ニ付御神事中ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

恋ニ招ニ令文匣ニ入ル

一清冷殿東廂年行事長橋ニ出リ
法通行道ニ以日明日南殿掃除ニ答

一諸ニ掃除為役ニ招ニ中出番頭ニ中渡

一臺挑燈廿番通日ニ立ル事ニ今日出
来ニ付請取ニ下年ニ当営膳司ニ中出
法末口番ニ中渡

一来廿七日泉山ニ
法代香
乾鳥井殿
法宅使
内蔵常刀

右卯刻出行ニ当ニ中出例ニ通半時ニ
お心得ニ招番頭ニ中渡法宅用意
ニ伐法宅壇奉行ニ中渡

一中諸表通役居ニ事ニ都合ニ而難辨
以日以来表ニ不来招戸田和州ニ
中ニ以上ニ法要頭法ニ中ニ中諸ニ中
渡頭ニハ尚役ヲ呼ニ来リ以招ニ中渡

一鍵番加勢木村仮建ニ諸所差返
お成ニ招鍵番ニ中渡

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

廿五日
一艮隅ニ有之候桐木鶴鶉取掛り候
幸徳井ゟ勘進ニ付、右お茶阿ゟ申
出納呼出
剣ゟ近習文義ニ差文之申
女嬬ゟ申候

一法文庫人夫法善文之儀有之候
今明日之内入込ミ申候、尤艮隅板圍
際ニ不条候女嬬ゟ申出、掌膳司ゟ候
一親康御食事之後来月之
御用候由申候

一日々御役書所も無役ニ候
御申入候ニ付承り候、其ニ法度
一来七月廿八日
新待賢門院様十三回忌ニ付
右ニ付新色、役々所役候ニ而
御門跡ゟ申候、右ニ付御用
中段書写、御会所ニ而申候
一御膳出ニ方衆法事
御御用候由申候
右ニ付来月二日分御食事
右ニ付御申候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

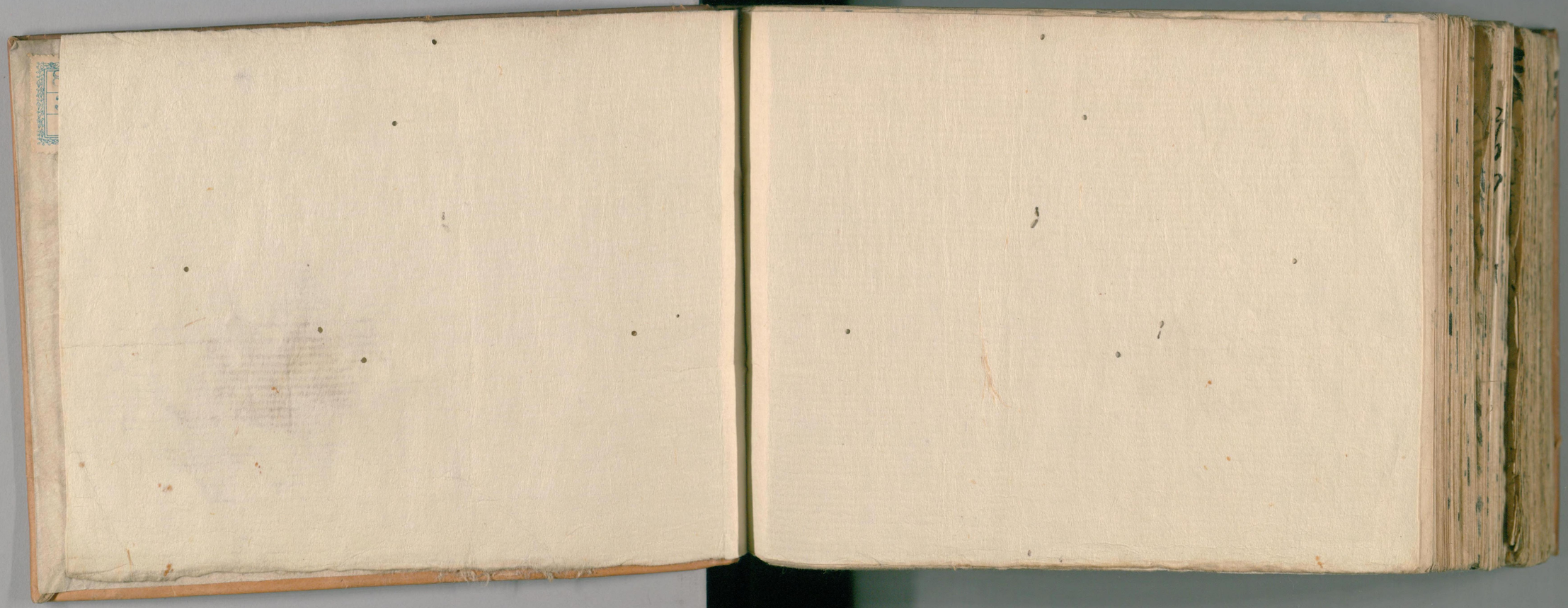

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用